

[事案 29-199] 契約無効等請求

・平成 30 年 5 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

契約前に発症した疾病についても入院給付金等の支払対象になると誤信して契約したなどとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 3 月に銀行を募集代理店として契約した低解約返戻金型一時払終身医療保険について、契約から 1 週間程度のうちに腰部脊柱管狭窄症により入院したため、入院給付金を請求したところ、保険会社は告知日から 1 か月以内に診断されていたとして、これを支払わなかった。また、告知日から 2 年以内に狭心症等で入院していた事実を告知しなかったことが告知義務違反にあたるとして、契約を解除され、解約返戻金が支払われたが、以下等の理由により、既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) 募集人から、糖尿病やヘルニアを発症していても本契約に加入できる旨の説明がなされ、契約時に持病を告知したにもかかわらず、既に発症している疾病が支払対象とはならない旨の説明がなかった。
- (2) 自分から解約した場合の解約返戻金が既払込保険料の 80%になることは理解しているが、募集人からは、告知義務違反により保険契約を解除された場合も同様であるという説明がなかった。
- (3) 狭心症等について告知義務があるとは認識しておらず、告知にあたって自分に重大な過失はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は契約時、契約概要兼パンフレットを使用して申立人に説明し、同資料には告知義務についての記載や、責任開始日前に発症した疾病は入院給付金の支払いができない旨の注意喚起、告知義務違反等による解除の場合も解約返戻金は既払込保険料の 80%となる旨の説明がある。
- (2) 告知書の質問には、狭心症が明示的に挙げられているほか、募集人は申立人に対して、告知書記入見本と注意事項について説明をしているので、申立人には重大な過失がないとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が説明義務に反し、申立人が契約内容を誤信したとは認められず、申立人に告知において重大な過失がなかったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は、一時払いで多額の保険料を支払うものであり、一定期間の解約・解除の場合に

返還される金額は、既払込保険料の80%であるというもので、契約者に相当程度のリスクが存在する。一方、募集人は申立人が過去に入院していたことを知っていた旨を述べている。このような場合、募集人は、契約者に対して、告知義務違反の意義や、契約解除された場合に保険料全額は返還されないこと、および、責任開始期前に発症した疾病については給付金が支払われないこと等について、十分に理解できるよう、通常よりも丁寧な説明をする必要があった。

- (2) 募集人が上記の点について申立人に理解できるよう説明ができていたかどうか疑問が残る。もし、募集人が十分な説明を行い、申立人が上記の点のある程度理解できていれば、紛争が生じなかった可能性も否定できない。